

藤沢市図書館協議会委員の任命について  
次の者を藤沢市図書館協議会委員に任命する。

2014年（平成26年）8月20日提出

藤沢市教育委員会

教育長 吉田 早苗

## 1 氏名等

氏名	生年月日	住所	選出 区分	新任 再任 の別	備考
はやま ゆきお 端山 幸雄			学校教育 関係者	新任	小学校 教頭会
さいとう はるみ 齋藤 はるみ			社会教育 関係者	再任	公民館運 営審議会
たけなか しょうこ 竹中 翔子			社会教育 関係者	再任	社会教育 委員会議
いしづか みさと 石塚 光里			家庭教育 の向上に 資する活 動を行う 者	再任	子育て応 援メッセ i n藤沢 実行委員 会
ふくしま ひろし 福島 博			学識経験 のある者		公募
おおむら かつとし 大村 勝敏			学識経験 のある者	再任	元県立図 書館調査 部長
はせがわ とよひろ 長谷川 豊祐			学識経験 のある者	新任	鶴見大学 図書館事 務長

## 2 任期

2014年(平成26年)9月1日から2016年(平成28年)8月31日まで

### 提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市図書館協議会委員が2014年(平成26年)8月31日をもって任期満了となるため、図書館法第15条及び藤沢市図書館に関する条例第5条の規定により、新たに委員を任命する必要がある。

### 参 考

#### 図書館法 抜粋

(図書館協議会)

第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第15条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

#### 藤沢市図書館に関する条例 抜粋

(図書館協議会の設置)

第5条 図書館に藤沢市図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命する。

3 協議会の委員の定数は、7人とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

5 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。